

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

加藤光男

はじめに

本稿は、当館において平成十七年十月二十二日から同年十二月十一日までの期間に開催した収蔵文書展「安政の大地震一五〇年 武藏東部の被災状況と震災情報の伝播」の展示成果を報告するものである。このため、本稿は、展示構成に従つて館蔵資料の紹介を行うことを主旨とし、継続刊行中の宇佐美龍夫編『日本の歴史地震史料』に未収録の資料は紙面の許す限り翻刻文を掲載した。展示資料一覧は文末に示した。また、これまでの研究成果との関連を明らかにしたが、総括的にまとめ直してはいない。本文末に示した註における文献を合わせてお読みいただきたい。

【資料一】（展示資料一）

辰 同 二日 雨天

（3行省略）

後十時頃、江戸直下型の地震が起きました。地震の大きさは、建物の倒壊状況を記した当時の資料から、マグニチュード六・九程度（大正十二年の関東地震は七・九、平成七年の兵庫県南部地震は七・三）と推定されています。被害は様々に記録されていますが、倒壊・焼失した建物は一万四千戸以上、死者は四千人以上と推測されます。江戸に在府していた旗本の日記によれば、余震は断続的に十二月八日まで続いていることがわかります。

一 十月二日の夜、地震発生

このコーナーは、第二部の埼玉県域における被害状況を提示する前

提として、江戸直下型の地震による江戸の被災状況と幕府の震災対応を文書や当時の出版物（摺物）により紹介する導入部とした。

〔キヤブシヨン文〕 安政二年十月二日（一八五五年十一月十一日）午

一夜四時過大地震、引続丸之内・小川丁・下谷・浅草・小石川・本郷・其外所々大火、明五時過鎮火、其後少々ツ、之地震度々有之
一 御城内并御櫓・堀等所々潰、御破損所等有之、所々人家潰、家人馬怪我・即死人有之、自分屋敷も不残大破、土蔵も同断、台所并広敷向・中小性部屋并下屋向所々潰、少々ツ、之怪我等

有之、小使之者一人即死有之

一 地震出火ニ付、火事羽織ニテ登城、仲ケ間一同吹上御立退之
節御供致、夫より吹上御門外ニ代合詰居、六半時還御相済、一
同退出

一 御立退御玄関より、還御之節ハ西括橋
已 同 三日 天氣 折々地震

一 昨夜地震ニ而、淡路守・長門守・内蔵頭皆潰、壱岐守・石見
守・日向守潰、其上類焼ニ付、休者先格之通三十日、丹波守殿
江進達、皆潰者十五日休之旨、是又御届出候

【資料二（展示資料二）】

今度地震ニ而、家作等皆潰又ハ半潰之面々、類焼ニ而仕候日數之
半減休可申候事

但、諸向一般之事ニ付、引続相休候而者、御用向御差支ニも可
相成候間、申合割合相休候様可致候事

右之通、向々江可被相触候

十月

右御書付壹通被成御渡請取申候

十月十日

二 武藏東部地域における被災状況

資料一（展示資料一）は、震災を実体験した旗本稻生出羽守正興の
日記。震災当時、正興は清水附家老（禄高一五〇〇石）であり、屋敷
は小石川御門外（現在の文京区後楽二丁目）にあつた。資料一には、

他の資料にはない貴重な情報が三点含まれる。まず、旗本の被害状況

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

を確認することができる数少ない資料であること。次ぎに、災害が発
生した際の江戸城への登城および江戸城内における待機のあり方を窺
うことができる点。最後に、これまで明らかではなかつた十二月にお
ける余震状況が確認できる点である（詳細は次頁の表1参照）。

資料二（展示資料二）は被災した大名の執事免除に関する法令の写
である。この資料は、『幕末御触書集成』四巻所収の三七五九一一と
同一資料である。資料一の三日の記事と合わせて読み込むと、屋敷を
焼失した大名は三十日、屋敷が倒壊した大名は十五日の執事免除規定
が今回の地震以前に定まつていたこと、地震の翌日には執事免除の届
出を行つた大名がいたことがわかる。このため『幕末御触書集成』に
掲載される十日付けの条文は再確認の為に出されたものといえよう。

展示資料三は震災後に吉原で発生した火災の様子を描いた錦絵。同
一内容の錦絵は複数確認されるが、暗黒の空に龍が描かれているとこ
ろに本資料の特色がある。四から六は震災の被害状況を報じた摺物。
五には被災者を収容する御救小屋が設けられたことが記されている。⁽²⁾

このコーナーでは、江戸に隣接する埼玉県域の村落における被災状
況を紹介した。特に、土地の液化化により甚大な被害を被つた県東部
地域村落の被災状況にスポットを当てた。

【キャプション文】地震の被害は埼玉県域のほぼ全域に及んでおり、
比企丘陵の村落では建物に亀裂が入る程度でしたが、東部低地の村落

表1. 安政2年大地震余震状況、幕府の震災対策および出版物動向

日付	記事	発生回数①			発生回数②			備考		
		星	夜	合計	星	夜	合計	星	夜	合計
10月2日	大地震	0	10	0	9	9	18	少々地震	0	0
3日	折々地震	2	3	5	2	3	5	・大名から教事免除の届出	1	0
4日	折々地震	2	3	5	2	3	5	・地震火災を報じる贈物の売出（譲先）、 ・御教小屋設置（茅草雷門前、深川海辺新田の2 か所）	0	0
5日	度々地震	2	6	8	2	6	8	・御教小屋設置（茅草雷門外の1か所）	0	0
6日	折々地震	3	3	6	3	3	6	・御教小屋設置（茅草紙屋で地震焼失絵図など高い 数種販売）	0	0
7日	折々地震	2	3	5	3	3	6	・御教本に対する復旧援助金貸出しの解説	1	1
8日	折々地震	1	3	4	1	3	4	・御教本に対する復旧援助金貸出しの解説	0	0
9日	折々地震	1	2	3	1	2	3	・御教本に対する復旧援助金貸出しの解説	0	0
10日	折々地震	1	1	2	0	2	2	展示資料5の賃物刊行	0	0
11日	折々地震	1	2	3	1	2	3	・無題け出版物の刊行・販売停止の申合せ	0	0
12日	折々地震	1	0	1	1	0	1	・御教小屋設置（深川永代寺内の1か所）	1	1
13日	少々ツツ地震	1	1	2	1	1	2	・御教小屋設置（上野山下の1か所）、発出し・10 月19日まで）	0	0
14日	少々地震	1	2	3	1	2	3		0	0
15日	少々地震	1	1	2	1	1	2		0	0
16日	少々地震	1	2	4	1	1	3		0	0
17日	少々地震	1	2	3	1	2	3		0	0
18日	少々地震	0	1	0	1	0	1		0	1
19日	少々地震	0	2	0	2	0	2	・御教米支給の町帳	0	0
20日	少々地震	0	1	1	0	1	1		0	0
21日	少々地震	2	0	2	0	2	2		0	0
22日	少々地震	1	0	1	0	1	1	・施餓鬼会修業実施の町帳	1	0
23日	少々地震	0	0	0	0	0	0		0	1
24日	少々地震	0	1	0	1	0	1		0	0
25日	少々地震	1	0	1	0	1	1		0	0
26日	少々地震	1	1	2	1	1	2		0	0
27日	少々地震	1	0	1	0	1	1		0	1
28日	（記載なし）	0	1	0	1	0	1		0	1
29日	少々地震	0	1	1	0	1	1		0	1
10月小計		28	52	30	28	51	79			
11月1日	少々地震	1	0	1	1	0	1	・13か寺にて施餓鬼修業法会、 ・地震に關する時事絵図（日記など記録上に おける初見）	0	0
2日	少々地震	0	0	0	0	0	0	・仮宅營業の願書提出	0	0
3日	（記載なし）	0	1	1	0	1	1		0	1
4日	（記載なし）	0	0	0	0	0	0		0	1
5日	（記載なし）	0	0	0	0	0	0		0	1

【出典】(1) 記事、「日記」(稻生家文書14)における記載
(2) 10月の発生回数①：a 「被窓の記」(大日本地質学史料 思文閣 1973年)

b 「崇禎元年日記 第15卷」(大日本地質学史科 第15卷別巻2-24 東京女子大学地質研究室 1995年)

(3) 10月の発生回数②：「新訂日本地質学史科 第15卷別巻2-24」(江戸叢書 第10巻) 江戸叢書刊行会 1917年)

(4) 11月の発生回数：「時雨通稿」(江戸叢書 第10巻) 江戸叢書刊行会 1917年)

可動式減震装置試みにまたて尋ね地盤の大（十五八一）牟ノ歴

では、怪我人は少なかつたものの、多くの建物が全壊または半壊するなど甚大な被害がもたらされました。また利根川沿いの村々では、田畠が地割れして砂や泥が噴出し、耕作地が荒地になってしまったところもみうけられます。さらに河川の堤防が切れたことにより田畠に泥水が流れ込み、収穫前の作物に被害がもたらされた地域もありました。

(二) 平須賀村(幸手市)の場合

埼玉県域全域を網羅する被害状況を集計した資料は、今のところ確認されていない。このため、個別村落の被害状況を集積しなければ、県下全域の被害状況を把握することは叶わない。ただし、葛飾郡幸手領(現在の幸手市およびその周辺)地域の被害状況は、地域的に確認できる資料として安政二年十月付の「大地震ニ付潰家其外取調書上帳」幸手領村々⁽³⁾がある。この資料をもとに、埼玉県⁽⁴⁾や宇佐美龍夫氏⁽⁵⁾などにより詳細な分析がなされている。記載内容を平須賀村の事例によりながら本稿において再検討を試みる。

【資料二】

一 家数百五軒	平須賀村
人家・土蔵・物置等	
潰家同様拾八棟	
怪我人五拾九人	
其外不残震破	
	一 表門大破
	一 裏門大破
	一 古屏堀ヶ所大破
	一 居宅半潰
	一 木小屋大破
	一 木小屋大破
	一 木小屋大破
	一 土蔵大破
	一 土蔵大破
	一 木小屋大破
	一 木小屋大破
	一 居宅大破
	同人
	武七
	初右衛門
	李之丞

この書上帳は、十月九日付の幕府代官の指示によつて作成されたものであり、記載形式は示された雛形に準拠したものになつてゐる。書上帳には、家数、潰家などの被害建物数、怪我人などが記されている。

安政二年(一八五五)の大地震時における武藏東部地域の動向

ここでの家数とは、家数一一七(「新編武藏風土記稿」)、家数一二一(「改革組合取調書」)などの数値からみても建造物の数ではなく、世帯数と考えて間違いない。一方、潰れ家同様に被害を受けた一八棟とは、次ぎの資料から居宅以外の建造物を含むことがわかる。

【資料四(展示資料一一一②)】

覚

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

一 居宅大破 岩次郎

一 居宅大破 与四郎

一 土蔵半潰 孫右衛門

一 居宅大破 同人

右者、組合百姓潰・大破ニ相成候分、書面之通り御座候間、奉
書上候、以上

卯十月五日

御知行所武州葛飾郡平須賀村

百姓代 李之丞

組頭 武七

御地頭所様御役所
名主 孫右衛門

【資料六（展示資料一三）】

御請書之事

一 金七両也

この書上は、幕府普請役の指示（展示資料七・八）により、雛形（展示資料九）に準拠して作成され、領主である旗本の鶴飼氏にあてたものであり、先の幕府代官の調査とは別に実施されていた。資料三によつて潰れ家数を家数で割つた数値が提示されているが、本資料から裏付けされるように、読み手はその数値を倒壊率と誤読してはならない。

なお、資料四は、資料五を伴つて提出されたものであつた。

【資料五（展示資料一〇）】

乍恐以書付御注進奉申上候

御知行所武州葛飾郡平須賀村役人共奉申上候、一昨夜四ツ時稀成

大地震ニ而村方百姓之内別紙名寄之もの共潰ニ相成、或者大破ニ

およひ候もの多分有之、尤未夕時々相ゆれ、前代未聞之事ニ御座
候而、寢食茂忘れ真ニ以難渋至極仕候間、此段奉御注進候、尚委

細之義ハ口上ニ而可奉申上候、以上

安政式卯年十月五日

右村 百姓代 李之丞

組頭 武七

御地頭所様御役所
名主 孫右衛門

展示資料一二は、震災後の臨時の出費に対応するため領主に金銭の借用を願い出たものである。ここでの臨時の出費とは、利根川堤や内郷用水路の破損修復および、北陸地方の大名が国元と連絡を取るため街道沿いの村々から臨時の人馬を調達した費用であつた。

【資料六（展示資料一三）】

御請書之事

一 金七両也

右者、今般稀成大地震ニ付、居宅其外大破ニ罷成、其上近年以外道中筋臨時大御通行故、人馬繼立方諸人用多分相掛り候ニ付、無余儀御拝借御願奉申上候處、出格之御憐愍ヲ以、前書之金子御拝借御下ヶ被仰付、大小之百姓一同難有仕合奉存候、且又御返納之義者來辰年より五ヶ年賦割済ニ被仰付、委細承伏奉畏候、依之御請書證札奉差上候処、如件

安政式卯年 御知行所

十二月 武州葛飾郡平須賀村百姓代 五右衛門

同 勘右衛門

同 兵右衛門

組頭 長右衛門

展示資料七・八と同一内容の通達文などが収められている。

同 定吉
同 武七

(三) 琴寄村(大利根町)の場合

名主 孫右衛門

【資料八(展示資料一五)】

〔表紙
安政二年〕

展示資料一二により十月に申請した金銭借用の願いが認められ、
金七両が領主の旗本稻葉氏から貸し与えられた。資料六(展示資料

一三)によれば、返済は安政三年から五年間で行うとされた。

以下、他村の被害状況を提示しておこう。

(二) 上金崎村(春日都市)の場合

【資料七(展示資料一四)】

表紙「潰家有無書上帳 下總国葛飾郡上金崎村」半紙豎帳

以書付申上候

伊奈半左衛門御代官所松波弥寿之進知行所下總国葛飾郡上金崎村

一 潰家 無御座候

一 半潰 無御座候

右者、今般地震ニ付、私共村方潰家并半潰有無御糺御座候処、

夫々身分ニ応し大破損等者有之候得共潰家・半潰等無御座候、

右御尋ニ付、奉書上候処、相違無御座候、以上

安政二卯年十月 右村組頭 安右衛門

御掛御役人中様

右十月十日、樋ノ口村御旅宿へ安右衛門罷出、差出申候

十月十日付けで、大破した建物はあるものの、全壊および半壊の建

物はないと報告されている。この御用留帳には、掲載した文書のほか、

安政二年(一八五五)の大地震時における武藏東部地域の動向

下新井境自普請所
武州埼玉郡向川辺領琴寄村

同所文次郎前

一 堤 長拾間 式尺減崩

字新之田長兵衛脇

一 同 長四拾弐間 右同断

同所池上

一 同 長四拾間 三四尺減崩

同所池上

一 同 長拾六間 右同断

字前新田金蔵前

一 同 長百三拾弐間 五六尺欠崩

百姓代 惣次郎

一 住宅勝手 但横三間半 名主 宮吉

長七間半

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

一 土蔵 但横三間 同人

長八間

外二土蔵壁・土瓦等不残震落申候

一 門 但横壹間半

百姓 弥忠次

長武間

一 収納小屋壹軒 但横壹間半 同人

長武間

一 住宅 但シ横武間半 同 孫次郎

長五間

半潰家 長泉寺

堤外下川当

荒所

一 長 六間 武ヶ所 善定寺

一 同 四間 武ヶ所 同寺

一 同 廿八間 壱ヶ所 覚右衛門

一 同 武拾九間 壱ヶ所 同人

一 同 七間 壱ヶ所 同人

一 同 三間 武ヶ所 同人

一 同 武間 壱ヶ所 同人

（中略）

右之通、御届奉申上候、以上

安政二卯年十月十五日

林部善太左衛門様御役所

右村名主 官吉

八日の被害届提出の指示を受け、十五日付で幕府代官林部氏に出された被害届。堤が五か所で崩れ、全壊した住宅・土蔵・門などがあり、長泉寺は半壊し、地面が割れ土砂が吹き出し荒れ地となつた場所が五七三か所あつたと報告されている。

（四）上新堀村（菖蒲町）の場合

【資料九（展示資料一七）】

乍恐以書付奉願上候

御知行所上新堀村役人百姓代一同奉申上候、当月二日夜五ツ半時夥敷大地震相始り、私共地先星川縁字みのわ古川行人塚浦地畠方へ相掛り、上口壹尺位より武三尺位迄二三通りニ割裂テ、其口より荒砂并泥水夥敷吹出し平一面ニ押流れ、場所ニより高低出来仕亡所同様ニ相成候。別茂多分相見ヘ、殊更百姓長三郎居家五分通り相損し同□右衛門同断、同佐五兵衛同断、同平右衛門同断、同定右衛門七分通り相損し、同卯右衛門五分通り、同与惣兵衛同断、同茂右衛門同断、組頭権三郎同断、百姓弥市三分通り、同武助五分通り、同初助三分通り、同文右衛門同断、同久左衛門同断、メ拾四軒ハ右大地震之道筋ニ有之候哉、居家添家并床下台所屋敷廻りへ相掛り悉割裂ケ、其口より破泥水押出し、亦者銘々井戸より荒砂吹出し一面々押廻り相損し、且又南蔵院客殿并庵室壁相崩れ、愛宕大権現社相損し、相損し名主代大熊所右衛門居宅前庇并土蔵壁相崩れ、名主代小右衛門三分通り相損し、百姓次兵衛同断、同伝右衛門同断、同市左衛門同断、同惣七同断、組頭甚蔵同断、百

姓利兵衛同断、同与五右衛門同断、同三郎兵衛七分通り、同久右衛門同断、組頭太郎兵衛三分通り相損し、百姓五平同断、同源右衛門同断、同藤兵衛同断、同三郎兵衛同断、組頭藤次郎同断、百姓与兵衛、メ拾七軒ハ居家添家へ相掛り損所有之、其外百姓家別

ニ損し所多分有之、誠以前代未聞之御儀ニ御座候故、小前一同驚擔相歎罷在候、最早大変崩入相済候ニ付、生熟美成間何共安心不仕、殊ニ今以度々地震茂及之、是又一同相歎申候間、何卒以格別之御憐愍を右場所御見分之程、幾重ニ茂奉願上候、偏ニ右願之通り御聞済被成下置候ハ、大小百姓一同難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年十月五日 上新堀村 百姓 伝五右衛門

(以下略)

上新堀村では地面が裂け土砂が吹き出したことにより、耕作地が荒廃し井戸水が濁るとともに、建物が崩れるなどの被害を受けた。この

ため、荒地になつた場所を記した帳簿（展示資料一八）を添えて、領主に被災地の実地調査を願い出ている。展示資料一八は、「みのわ土手外 畑堀反壱セ歩 伝右衛門 内砂荒廿七坪半」などと、耕地の所在地・面積・所有者と荒地になつた面積が記されている。展示資料一八は、耕地一筆ごとに砂荒場が記されているが、地区ごとに集計した帳面が展示資料二〇である。合計で三町七反二畝四歩の土地が荒地とされる。地震被害調査のため、検使役人が派遣されたが、展示資料二一の帳面には、その時にかかつた紙筆代などの筆記用具のほか、検使役人の宿泊代・食事代・酒代などの経費の明細と、その負担の割り

当て方法が記されている。地震のため荒地と認定された三町七反一畝六歩に対しては年貢納入が免除されることになった。展示資料二三の帳面には、農民ごとに免除対象地の面積・免除額が記されている。

（五）氷川神社（さいたま市）の事例

【資料一〇（展示資料二六）】

廻文を以得御意候、追而冷氣相増而ハ各様弥御安全奉賀上候、然ハ今般大地震ニ付、武州一円於神前、天災除鎮、天下泰平、御武運御長久、氏子安穩之ため、明九日御祈祷御神參修行いたし候間、其村方御一同御参詣有之候様、御村中江被吹流被下候、右申上度、如此御座候、以上

卯十月八日

上天沼村下天沼村小袋村

右御村々御役人中様

氷川神社において、天災を鎮め、世の中が穏やかであること、そして武運長久・氏子安穩を祈願するため、九日に祈祷を行う旨を上天沼村・下天沼村・小袋村へ伝える廻状である。氷川神社も震災を蒙っている。展示資料二四是、氷川神社の神主が寺社を管轄する寺社奉行に境内内の被害届けを受理してもらう際に提出した取り次ぎ文書。このため、「数ヶ所破損」とあるものの具体的な被害をこの文書からうかがうことはできない。展示資料二五は、將軍のお膝元の江戸において大震災が発生したため、氷川神社神主が將軍へのご機嫌伺いをするため、寺社奉行に取り次ぎを願い出た文書である。

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

このように、東部低地域における被害は大きかつたが、比企丘陵地域の村落では、十月十一日付の被害届けによれば「武州比企郡下玉川郷外九ヶ村（中略）二日夜大地震ニ而村之民家軒壁等震崩其外破損所數多御座候得共、潰家・即死・怪我人ハ勿論、田畠変地致候義等無御座候」とあり、対照的であつた。

（六）救済事業のあり方

【資料一一（展示資料二七）】

乍恐以書付奉願上候

武州埼玉郡船渡村・備後村役人共奉申上候、私共村方之義者連々

困窮仕詰 当日當兼候もの多分有之、極々難渋之村方ニ御座候處、當田方不熟ニ而収納薄、其上今般稀成灾害ニ而家作向其外大破ニ

およひ又者田畠所々地割、同所より砂吹出し、手数不相懸候而作付等不相成場所有之、弥増難渋□、貧民とも難取続候旨、□□相

歎申者収納無間合も奉申上候者奉恐入候得共、実以災害ニ而難行在もの多分有之歎ケ敷奉存候間、役人共ニおるても仕法相在為取

続度奉存候得共、世上一体之義ニ而何分引届兼、当惑難渋仕候、何卒以御慈悲、右之段御聞済貯穀御拝借被仰付被下置度奉願上候、以上

卯十一月四日 武州埼玉郡 船渡村役人総代 □□兵衛

林部善太左衛門様御役所
備後村名主 □兵衛

御嘆願奉申上候処、収納間合も無之義ニ付、當分之内何様ニも為

取続、来春ニ相成可相戾と厚御利解被仰聞奉承伏、篤と勘考仕候得共、前申上候通違作并災害ニ而実困窮罷在候義付、當来春迄為取続候手段無之、當惑難渋仕候間不届恐多も奉再願候、何卒右之通り奉再願候處相聞済相成、格別取調可差出旨被仰渡候

高四百八拾九石四斗五升六合四夕

家数五拾八軒

人数三百五人

内 弐拾一人 村役人并重立哉成□続候者

一 飢人 武百八拾四人

但 男老人一日八合・女老人并六十才已上拾五才已下老人

四合 日数三十日

内 男百廿人

此碑 廿八石八斗□□

女百拾九人

六十才以上男拾人

十五才以下男三拾五人

合百六拾四人

此碑 拾九石六斗八升

小以碑 四拾八石四斗八升

但 当辰より申迄五ヶ年賦、壹ヶ年九石六斗九升五合

返納之積り

右之通り人別差上候處左ニ御下ヶ穀被仰付候

貯穀物御見分之節□□夫食植増請書帳写

御取締筋御用 卯十月十三日 封印

封印

私共村々土地ニ応し夫食足合ニ相成候所、何ニ而も田之畔又者荒地之場所迄植付違作天災等之節、他力をかりす銘々無差支取続方心掛ケ候様候て達而御触御座候處、猶又今般御廻村之上、委細御救□有之、尤荒地江濱捨いたし』「差出候ニテ、不及候間無心得違出精いたし候様、被仰渡承知奉畏候、依之御請証文差上申候處、如件

安政三年四月十七日

増森村名主 平太（以下略）

卯十月十二日 関東御取締出役

震災被害を被つた村落の中には、食料の確保がままならないところ

もあつた。そこで、備後村（春日部市）は領主に窮状を訴え、その結果、非常時のために蓄えていた貯蔵穀物が供出されることになった。配給割合は、一日分として男性一人に対し稗八合、女性および一五才以下または六〇才以上の男性は四合と定められた。展示資料二八も同様に銚子口村（春日部市）における貯蔵穀物の供出に関する文書。男女の配分比率は資料一一（展示資料二七）と同一である。

（七）震災後の社会状況 治安の乱れ・物価や職人手間の高騰

【資料一二（展示資料一九）】

「北組合大総代 中奈良村 問屋見習 谷之助 印
寄場熊谷宿 彦兵衛様外御同役中
彦兵衛様

今般地震災ニ而、御府内始メ近在所々潰家焼失等之混雜ニ乗し、惡ものども可立廻も難計、一同申合者、昼夜見分廻り心付、若怪敷もの見懸ケ候ハヽ、捕押最寄廻先江可訴出事

一 諸色直段引上候もの有之候ハヽ、其旨可申聞事

一 諸職人作料等引上ケ候もの有之候ハヽ、是又可申聞事
右之趣相心得、其最寄々々江所及通達廻状令請印刻付以順達、留より渡辺園十郎方江可被相返候、以上

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

することも確認している。

【資料二三（展示資料三二）】

〔表紙〕

安政式卯年

大地震ニ付諸職人請書

十月

去ル二日夜地震并出火ニ付、御府内在方とも破損・潰家・焼失家
夥敷有之、就而者材木・諸色直段・大工・左官・人足とも、其外
諸職人手間賃等、猥ニ引上、又者増手間・酒代等ねたり、或者平
常普請之節出入場・持場など、唱、他之職人相雇候得者、彼是差
障り為及難儀候族有之候而者、以之外不埒之至り候、天変とハ乍

申、災害逢候もの共悉難渋いたし候者申迄ニも無之、其厚薄ニ寄、
互ニ危急寄合筋ニ付、前書諸職業之もの共一時之利潤ニ不抱正
路ニ取計候様、其所之役人共より嚴重可申付候、若相触候趣不取
用もの有之候ハ、早々可訴出、速ニ召捕可及吟味条無用捨可申
立候、此触書刻付を以順達、留村より可相返もの也

卯十月六日 林部善太左衛門役所

前書御触書之趣拝見承知奉畏、私共一同申合、諸向普請差支無之
様出入場杯と唱候儀ハ勿論何方より職人相雇候とも、聊茂差障申
間敷、且手間代等猥ニ直上ケ仕間鋪候、万一心得違之もの有之候
ハ、早速可申立候、依之御請一札差出申處如件

安政式卯年十月 大工惣代 良助

藤吉

印

茂七 印
政吉 印
友右衛門 印
忠右衛門 印
左官惣代 龍藏 印
仕事師惣代 久五郎 印
和五郎 印
次左衛門 印
屋根葺惣代 喜三次 印
幸吉 印

大工・左官・仕事師・屋根葺の職人が建物を再建する際、手間賃を
引き上げたり酒代をねだらないことを各職人の総代が連名した誓約
書。心得違いの者がいた場合は、通報することも約束している。展示
資料三三は、展示資料三二と本文は同一であるが、銚子口村（春日部
市）の農民一同が連名した誓約書。展示資料三一には、地震と関連す
る文言はないが、この時期に出された通達であるので、震災後の状況
に応じて給金・日雇賃金高騰抑制を図ったものであろう。

三 領主の江戸屋敷債権と村々の負担

このコーナーでは、旗本や大名の江戸屋敷再建に埼玉県域の村々が
果たした役割を紹介した。

「キャプション文」大名や旗本などが江戸屋敷を再建するにあたり、

幕府は必要最低限の仕様にすることを命じました。当時財政難であつた旗本は、自己資金で再建することが出来ず、幕府から一時金の支給を受け取るとともに、領地の村落から建設資金を臨時に徴収しました。現在の埼玉県域の村落は、領主の指示に従い資金を上納するにとどまらず、再建のための人足なども供出することになりました。また幕府は、川堤などの復旧工事を行うための資金を村々から募りました。

(二) 幕府による武家屋敷再建方針

展示資料三四によれば、材木が不足する場合も想定されることから、江戸城の破損箇所の再建は防犯・防御が必要な所に限定することとなつた。このことをうけて、大名旗本の江戸屋敷の再建についても必要な箇所に限定するとともに簡易な普請にするよう指示している。展示資料三五は、大名には、門はこれまで長屋門であつても冠木門にし、屋根は瓦葺きではなく当分の間は板葺き屋根にするようにと、家格にかかわらず簡便にするよう指導している。旗本へは雨露を凌げる程度に手軽な工事とすることを指示している。いずれも『幕末御触書集成』に収録されている条文である。

以下、個別領主ごとに実情を明らかにしてみよう。

(二) 旗本稻葉氏領平須賀村（幸手市）の場合

【資料一四（展示資料三七）】

申渡

平須賀村名主組頭小前とも

右此度地震ニ付潰家等有之、其上近年以之外道中筋御通行多人馬

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

繼立方諸入用多分相掛難済申立拝借金願出尤ニ思召候、依之金七兩拝借被仰付候、來辰年より五ヶ年賦返納可致候ハ

一 此度 御姫様御婚礼有之御物入多之処、猶又此度之地震ニ而臨時御物入相嵩、御差支ニ付百石三両之割合ヲ以夫金被仰付候
安政二卯年十一月九日 岡崎源蔵（印）

山辺祐藏（印）

平須賀村の領主旗本稻葉主計の愛宕神保小路（千代田区）の屋敷は、倒壊した。村から願い出された潰家の復旧および臨時の人馬継立ての費用として金七両を貸し出すこと（展示資料一三）を前提として、娘の婚礼費用と地震のための臨時負担金を上納することを命じている。

展示資料三九は、展示資料三七にもとづいて、平須賀村が婚礼及び地震後の諸費用を納入する際に、村民個々に負担金の分配を記した帳簿。負担の割合は持高一〇〇石に対し錢三貫文とし、割り当て金額に間違いがないことを確認した名主の印が負担者名の下に捺印されている。

江戸屋敷再建のための資金は安政二年中に納入したが、展示資料四五二のよう翌三年には土蔵の修復金が徴収されることになつた。三月・七月・安政四年二月に五〇両ずつ納めることとなり、領地の村々一二か村で負担した。その割りかけ帳簿が、展示資料四五二から四五五である。

(三) 旗本鶴殿氏領長間村（幸手市）の場合

長間村の領主旗本鶴殿大学長徳の小川町雉子橋通（千代田区神田神保町）の屋敷は倒壊した。鶴殿領の村落は今後の対応を協議するため、

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

十月十九日に会合を開くことを十八日付けの廻状（展示資料四六）に

より伝達した。また、地震で江戸屋敷は全壊したが、年頭に行う祝いの儀式はまねごと程度ではあっても実施するので、領地の村々へ準備をするよう命じた廻状（展示資料四七）も残されている。

（四）幕府領（代官林部氏）琴寄村（大利根町）の場合

展示資料四八は、十月三日以降の労役作業従事記録。村民個々に從

事した日が一日または半日単位記録集計されている。

（五）旗本細井氏領・上江袋村（熊谷市）の場合

上江袋村の領主である旗本細井市太郎の本所林町（墨田区立川）の屋敷は地震により倒壊した。このため、十月八日に金五両（展示資料

四九）、九日に三両（同五〇）、十一日に七両（同五一）を領地の上江袋村の名主長嶋作左右衛門個人から借用していた。

【資料一五（展示資料五三）】

下知書之事

一 金九拾四両二朱

右者、御居間通地震後仮御住居風雨凌兼候ニ付、兩村江戸百両出金之儀頼入候、右金何連成共工風相納候様致度存候、尤御頼母子成共・高割合成共両様内慈悲々々頼入候、御樹返し之義者壱割貳分割合を以、拾ヶ年間當已年より被下置候間、其旨可相心得候、依下知如件

安政四巳年

地頭所

四月廿八日

前田勘兵衛

印

水野新兵衛

印

上江袋村名主

組頭

百姓代 中

（表書）
表書之通相違無之もの也

細市太印

細井氏は屋敷を再建するために領地の上江袋村へ金九四両三朱を上納するよう命じた。この費用の捻出は頼母子または農民の持高に応じて賦課させるなど工夫して行うこと、一二%の利息を付けて十年間で返済することが記されている。

（六）忍藩（松平下総守）領大塚村（熊谷市）の場合

【資料一六（展示資料五四）】

〔表紙〕
（六）忍藩（松平下総守）領大塚村（熊谷市）の場合

十二月

皿尾組 大塚村 小前一同

御口達書寫

江戸表御上屋敷大地震御潰御焼失ニ付御用金御口達書候請印帳

御勝手向兼々御不如意之処、先年御備場御用被為蒙仰候、以來連年莫太之御入用打統候儀ハ、兼而一同も奉承知候通之儀ニ而、必至御難渋之折柄、此度江戸表地震ニ而御上屋敷御殿を初、御土蔵、御長屋向皆潰之上、御類焼ニ而御武器并御勤向御道具を初御當用之御品ニ至迄不殘御焼失、其上御中屋敷并御下屋敷御殿を初、御土蔵、御長屋向共悉く御大破ニ付、右御普請等不容易御入用ニ相

成、礪と御差詰り、大坂表御銀主者勿論、諸向江調達筋種々御頼
二相成得共、当節柄悉く不融通ニ而如何之御操不被為出来上三茂

殊之外被遊御配慮是迄逆も御勝手向格別御省略ニ相成居候上、猶

又此度御手元を初、御普請御嚴重之御僕約被仰出候得共、前類之

御次第二付、中々以御普請御取懸之御場合ニ難相成、依而来秋迄

御參府御猶予御願ニ相成候得共、左候逆其俟御年延ニ相成候而ハ

御大切之御公務ハ素より、上々様方御住居も不被為出来御次第二

付無御拠御領分村々高百石三付金五両宛御用金被仰付候、猶身元

相応之ものへ人選を以、御用金被仰付候、金高之儀ハ御代官より

可申聞候間、前条之趣厚く奉恐察格別蒙出精、来辰より来午暮三

ヶ年ニ上納可致候、就者去ル丑年被仰付候御用御金來辰暮上納之

分ハ御用捨ニ被成下候、是迄度々御預金を初、引続御用御金被仰

付、銘々可為難儀旨深く御賢察ニ為在候得共前願之御次第無余儀

被仰付候而、孰茂精々いたし可致御金候事

卯十二月

差上申一札之事

印

何村

一 金何程

誰

一 同

一 同

右者、御勝手向兼々御不如意之上、先般大地震ニ付、江戸御上
屋敷皆潰之上、御焼失ニ相成中下御屋敷之儀も御大破ニ相成、

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

右御入費夥敷、不容易御次第二付、御領分村々高懸り御用金被

仰付候得共、御不足相立、無御拠人選を以、書面之通り御用御

金被仰付、一同承知奉畏候、依而御受證文差上申処如件

年号月日

何村

誰 印

御代官所

別紙之通、御口達并人選御請書切廻状ニ而御順達候間、早々写取

御順達被成候、紙之義ハ八分位帳三而御認メ、村毎御差出可被成

候、右人選御受書、拙者取集一手ニ差出候様御達ニ付、来ル十六

日迄無相違拙宅ヘ御差出被成候、且高懸り御受書之義來十六日町

宿ニおゐて相認メ候ニ付、同日朝四時迄二三役印形御持參被成候、

尤三役名前之義ハ村名之上江御記被成候、廻状刻付早々御達可被

成候、以上

十二月十四日

竹内林次郎

皿尾組村々 御名主中

右者、今般江戸表御上屋敷大地震、其上御殿并御長屋向悉く相潰・

御焼失、其外御中屋敷・御下屋敷大破ニ相成、右難渋ニ付高懸り

御用金人選御用金被仰出之趣、今日村方一同被召寄御口達書之趣

委細被為聞御承知奉畏候、依之為後日御請印形仕置候処仍如件

卯十二月

大塚村 平五郎 印

約している。蛇足ではあるが、安政三年には江戸下屋敷が焼失することになり忍藩の財政は更に困窮することとなつた。

（七）旗本嶋田氏領代山村（さいたま市）の場合

【資料一七（展示資料五五）】

市郎右衛門後家

助八後家

清次郎

学右衛門

定吉

馬五郎後家

仙藏

義右衛門

勘右衛門

常五郎

清吉

綱右衛門

与頭 弥吉

松岡五郎兵衛殿

利藤治殿

大塚村は忍藩の領地であつたため、焼失した馬場先御門内（千代田区皇居外苑）の上屋敷の再建資金納入が命じられた。村々は一〇〇石

につき金五両、経済力のある農民はこれとは別に復旧資金の上納を誓

【資料一八（展示資料五六）】

下知書之事

一 金拾八両三分ト永百拾七文四分九

右者、其村方江御下ヶ金可致候所、此度地震大変別而御差支三
付、村役人共ニ而取計置、来辰年より拾ヶ年之間、物成之内を
以引下ケ可申候、為後日下知書相渡置もの也

安政二卯十一月 地頭所内

肥田軍太

阿部仙右衛門

代山村名主

組頭中

表書之通相違無之もの也

地頭所

代山村の領主旗本嶋田元次郎は、小川町広小路（千代田区神田小川

町）に屋敷があつた。震災後の物入のため、金八両余りと錢一七文

余りを村から借用し、返済は安政三年以後一〇か年の年貢から差し引
くことで対応するとした。

一 金七両ト永百八文七り

地頭所内

安政三辰年四月

山崎兼三 印

笠田右十郎 印

植田谷領本村

惣百姓 江
役人

肥田軍太 印

阿部仙右衛門 印

代山村名主

(裏書)
表書之通相違無之者也

左衛門 印

組頭 中

植田谷本村の領主旗本伊奈主計忠慎の芝虎之御門外（港区虎ノ門）

百性代

の屋敷は損壊した。このことから、修復資金を領地の六か村から徴収した。この文書には、借用した二〇〇両を安政四年から二〇年かけて返済することが記されている。

(裏書)
表書之通相違無之もの也

地頭所 印

資料一七とは別に旗本嶋田元次郎は、代山村に金七両と錢一〇八文

余りを村内で持高に応じて分配し上納するように命じている。

(八) 旗本伊奈氏領植田谷本村（さいたま市）の場合

(九) 御三卿一橋領梅原村（日高市）の場合
梅原村では、組頭の久太郎をはじめ一七名の農民が地震の後に再建普請のための資金を上納したことから、その行為を賞するするため、翌三年七月に褒賞状（展示資料五八）が出された。

【資料一九（展示資料五七）】

一札之事

一 金四拾三両永百四文也

【資料二〇（展示資料五九）】

〔表紙〕
安政二卯年十月十四日

御府内大地震ニ付御用財人選高割覚帳

太田部村 ひかへ
一

右者、旧冬就地震損所御修復為御用六ヶ村江金武百両御用金被仰付、書面之通割賦相納候条達御聽御満足思召候、尤此金子之儀者格別之思召を以、来る未年より式拾ヶ年ニ割合御下ヶ可被成候、為後日仍而如件

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

去二日夜四ツ時、古今未會有、江戸始前代未聞之大地震ニ而御殿

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

向大破・潰同様有之、上々茂弥御当惑被遊一同茂途方ニ暮候大変、右御府内ニ而一錢才覺出来兼今御野陣張上下ノ路頭ニ迷候次第、何共々々氣之毒千万ニ有之候得共依之御領分拾壹ヶ村之内相応之者共江人選調立金御頼被成度、此度不取散田卷正造為相続差遣し

候間、委細之儀ハ同人より可申談候、何連茂得而工風御指筋ニ相成候様厚相心得出情被成御頼候、銘々呼出シ可申候處時分柄ニ付此方より差遣候間、村役人共可得其意此廻状早々順達、留村より可相返候、以上

卯十月十日

願方役所

拾壹ヶ村

太田部村の領主旗本松平中務康豊は、飯田町（千代田区富士見）に屋敷があった。屋敷が倒壊したため、領地の村々から復旧資金を徴収するにあたり、村高に応じて納入額を決めるとともに、別に経済力のある農民を選んで救援金の提供を命じた。

四 伝えられる江戸の震災情報

このコーナーでは、江戸の震災情報が、どのような手段、内容によつて村落に伝えられたのか紹介した。

【キヤプション文】江戸における震災状況に関する情報は、速やかに江戸近郊の村々へ伝わっていきました。それは、人々の行き来が江戸と周辺村落の間で密接であったことに関係がありました。震災情報は、領主からの公式通達文のほか、江戸で被災した人からの書状と

いう私的ネットワークによつても伝わりました。また、墨刷りの出版物や、現在の時事漫画に相当する餘絵により、被災の詳細な情報と震災後の江戸の世相や庶民感情が、現地を訪れなくとも容易に入手することができます。

（1）廻状による伝達

次ぎの資料は、領主から公務を命じる際に村々へ順達する廻状であり、震災の翌日に旗本日根野氏の家臣遠藤氏により領地の村落あてに出されたものである。主眼は災害救助金の調達にあるが、このようないくつかの形式により震災情報が領地の村々に伝達されたのである。

【資料二】（展示資料六〇）

以急飛脚相達候、然者昨二日夜五ツ過大地震ニ而御長屋・初御屋敷中大損ニ相成候得共、先以上々様并御家來中別条無之、恐懼之事ニ奉存候、乍併大破之儀者言語道断之事ニ候、委細義者追而取調相達可申候、右ニ付其村々者如何之事ニ御心配被遊候、乍去大破之場所其併ニ捨置候事ニ者難相成、右ニ付村々役人之内壹人ツ、飛脚着次第、金子之儀五両也七両也候ハ、持參可罷出候様、尤此度之儀者前々未聞之大變ニ而御座候得者、御骨折被下、情々金子持參ニ而出府可被成候、且又金子之儀者御承知之通り御手元ニも無之候得者各々得と御勘弁被成、早々御出府可被成候、且又小川町・小石川・駿河台・神田門外、丸之内何ヶ所ともなく大火と相成、焼失之儀者何方より何方迄と見切、人馬焼失未タ不聞届、漸々明方鎮火様ニも有之、先者急札且者取込以筆御達申候間、左

様御承知可被成候、右之段御達可申旨被仰付如此ニ御座候、以上

十月三日 御印 遠藤小左衛門 印

武州 長在家村

柏合村

北根村

上州 市場村

広沢村

右村々役人中

尚以、伊之丞殿・善三殿御両人者早速御出府可被成候、此段御承知被成、即刻御出府別段御達可申旨被仰付候

(二) 書状による伝達

震災を蒙つた人々は、自身の安否を知らせるとともに、江戸の震災状況を記した書状を国元や知人に送つた。

【資料二二】(展示資料六一)

(端裏書)

〔乙卯年十月十五日夕 一斎父文助老翁持來り入手〕
(表書)

(張紙)

〔林半三郎様 沼田一斎〕

〔式拾三万八百七拾五人〕

此度江戸之死人數

青木平兵衛話

追日寒冷相益候所先以安泰奉悉喜候、先日者於途中鳥渡得貴意候、其節も申上候通り、古今稀成ル大地震江都者殊ニ大変、諸侯方過半打潰・焼失等有之、御旗本・御家人・町家・寺院等府内ニ無疵之家ハ一軒も無之よし、大城も所々破損有之、西丸・二重橋・御

安政二年(一八五五)の大地震時における武藏東部地域の動向

櫓壊者潰候旨、三拾六之御見付渡乃櫓・御多門・其外石垣等所々大破之由、品川新築之御台場所々大破、二ノ御台場会津持武者溜り潰レ焼失、死亡之武士十五六人有之由、御持之一ノ御台場も所々損し、石垣三十間程くつれ、武者溜りもよほどゆかミ候と申事

二御座候、誠ニ古今未曾有之大変、たとひ申さば江戸中之家ごとニ大煩ボンベン打こまれ候も同様之事と被存候、昨日も江戸浅草辺之人参り直々承り申候所、此節迄も死人ヲ車ニ積、幾車共無之處々之寺院へ送り候由、諸大名方馬も多分死亡、是又大八車ニ三疋位ツ、つミ重ね千住辺へ送り出し候よし、吉原計ニテ壱万人之死亡、其外何十万ヤラ大数も未タ知レ兼候よし、明暦之大火よりも死亡甚しき旨、実ニおそろしき次第二御座候、是末世中穏ニ致

度ものニ御座候、万石諸侯帰國勝手次第、月次登城も御用捨被仰出、諸大名其外武家・町家迄も普請ハ見合せ無餘義所計つくな置候様ニ被仰出有之候よし、所々へ御救小屋出来候由ニ伝聞仕候、此外大変之次第、憫戚すへき事・歎息すへき事・憤激スヘキ事、難尽筆端ニ候常陸帶之作者、水戸藤田虎之助様もうたれ死ニ候よし、如彼ハ誠ニ忠良之士非命之死ヲ遂ケ候事、天命是か非か悲泣之次第二御座候、此辺者潰家も無之、親族之内死亡も無之、誠ニ幸然之至ニ存候、猶拝眉米夷之情態日本海測量致度旨難題等拝眉ニ万々御咄可申候、乍末御惣容へ可然御致声奉願候、已上頓首

十月十二日

沼田一斎

泰(花押)

安政二年（一八五五）の大地震時における武藏東部地域の動向

林信海賢兄硯所へ

内々申上候、兼々御世話ニ相成候一条證文も昨年切ニ相成居り候間、書替ニ仕度、且去年諸勘物老父小遣差引等算勘ヲ遂度候間、此段御心懸ケ被下候様奉願候、已上

この書状は、川越藩士沼田一斎から川越藩領赤尾村（坂戸市）名主林信海あてに出されたものである。江戸城も被害があつたこと、江戸

湾防御のための台場が崩れたこと、御救小屋が開設されたこと、水戸藩士の藤田虎之助（東湖）が圧死したことなどが記されている。

展示資料六二は儒学者寺門静軒から甲山村（熊谷市）名主根岸友山あてに出された江戸の震災情報を伝える書状。芝居小屋が焼失したこと、藤田東湖が圧死したことなどが記されている。友山は静軒を経済的に援助していただけでなく、友山の末弟と静軒の娘が結婚していたことから親族の関係でもあつた。二通の書状にみられる通り、摺物に記載される江戸市中の被災状況以外の記述があり、書状から発信者及び受信者の関心や社会的立場を窺うことができる。

(三) 摺物（かわら版）による伝播

展示資料六三は江戸の被災状況をまとめた摺物で、国元へ送る書状などに添付されることを念頭において作成されたものである。江戸各地の建物倒壊場所および焼失場所を、千住より吉原・浅草御蔵前辺、深川一円などと二四の地域に分けて記している。この体裁は、地震直後から出された速報性を旨とするかわら版の崩場・焼場付にならつている。表紙には「禁売」とあるが実際には販売されたものである。増

補改訂も行われた。展示資料六四の前半は、江戸各地の建物倒壊場所および焼失場所を二四の地域に分けて記しており、版本は別版であるが文章は展示資料六三と同一であるが、後半には、御救小屋一覧、施しをした人物の一覧、街道筋近郷聞書が加えられている。こちらも表紙に「禁売買」と記されている。災害報道の摺物については、小野秀雄・北原糸子の業績を参照されたい。

(四) 時事報道の錦絵である鰯絵による伝播

展示資料六五から六八は、震災後の江戸の世相を報じた鰯絵。内容の詳細は、「鰯絵」¹⁰に収録される翻刻文及び作品解説を参照いただきたい。展示資料六九は三室村（さいたま市）の名主の家に残されたもので、江戸で板行された鰯絵を安政二年に筆写した文書。現状は表紙に「安政二卯年十二月 地震絵之写」と記した豎帳に仕立てられているが、筆写した一枚物を綴じたものである（帳面に写しとつたものではない）。この資料には、収録順に鹿嶋山要の石持（N一四八、「鰯絵」収録資料番号、以下同じ）、出現苦勤明王（N一八七）、ちよばくれちよんがれ（N一七九）、はうたづくし（N一八三）の絵と詞書双方が納められている。鰯絵には検閲を受けた改印がないが、ここに収録された鰯絵が安政二年に販売されたものであることを実証することができる。江戸で発行された出版物に記された情報は、現物を入手するほかに、このように筆写されても伝えられた。

(五) 記録・編纂される江戸の震災情報

展示資料七〇は、小本で、男女死人怪我人総数のほか、野馬台の詩、

市中庵大道子（＝仮名垣魯文）作の鯰太平記混雜ばなし等が収録されている。

野馬台の詩は、縦横各々三文字で組まれた文字を、斜め・縦横・左右に読む判じ文である。鯰太平記混雜ばなしは、地震の騒動を軍記物の話の展開になぞらえたもので、北原氏により既に紹介がなされている。¹¹⁾

『安政見聞誌』（展示資料七一）は、文章は仮名垣魯文、絵は浮世絵師の国芳などが作成し、震災情報の集大成を狙つて作成されたものである。災害状況を伝えるほかに、地震後に飛び交つた虚実相交つた噂話が多く収録されている。幕府は、流言卑語を禁じていたことからこの本は発禁処分となつた。北原氏により詳細が紹介されている。¹²⁾

『地震預防説』（展示資料七二）は、地震のメカニズムを論じた西洋理学書を宇田川興齋が翻訳し安政三年に刊行したもの。安政地震の後、なぜ地震が起るのか関心が高まることに対応して作成されたものと推察される。本書では地震の原因を電気的現象とみて、避雷針の原理を応用した避震孔の設置を提言している。この資料は、番匠村（ときがわ町）の名主であり蘭医であつた小室家に鯰絵とともに残されているものである。記された内容が地域的にも階層的にもどの程度広またのかは不明である。しかし、この本が出版されたことから、地震は地底に棲む鯰が引き起こすという説が全ての人々に疑心なく受け入れられてはいなかつたことを読み取ることができよう。

註

(1) 本展示会に関する刊行物は、資料一覧および展示概要を掲載したリーフレットのみである。なお、当館では、『天変地異 文書にみる近世埼玉の災害』（埼玉県立文書館 一九九六年）においても安政の地震を取り上げている。

(2) 幕府の救済事業については、北原糸子『地震の社会史』（講談社二〇〇〇年）、野口武彦『安政江戸大地震災害と政治権力』（筑摩書房一九九七年）を参照されたい。

(3) 京都大学総合博物館所蔵「武州幸手宿記録」より（『幸手市史 近世資料編II』所収二三六号文書）

(4) 『新編埼玉県史 別編三 自然』（埼玉県 一九八六年）・『新編埼玉県史 通史編四 近世二』（埼玉県 一九九四年）

(5) 宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧』（東京大学出版会 一九九一年）

(6) 安政二年「御用書留帳」「埼玉県立文書館蔵銚子口区有文書 一一〇〇）『新修日本地震史料』補遺別巻 八九一頁収録】

(7) 『小川町の歴史 資料編5』（小川町 二〇〇一年）収録八六三号文書

(8) 小野秀雄『かわら版物語』（雄山閣 一九七〇年）

(9) 北原糸子『近世災害情報論』（塙書房 二〇〇三年）

(10) 高田衛・宮田登監修『鯰絵 震災と日本文化』（里文出版 一九九五年）

(11) 北原糸子『地震の社会史』一三六頁以降
(12) 北原糸子『地震の社会史』一五六頁以降

表2. 平成17年度第1回収蔵文書展「安政の大地震150年」展示資料一覧（写真・図表パネルは除く）

No	年月日	資料名称	文書番号	掲載出版物
第1部 10月2日夜、地震発生				
(1) 江戸在府の旗本の日記における記載				
1	安政2.正.	日記（安政2年正月～12月）	稻生家14	『A』第5巻別巻 2-1 711～713頁
(2)	震災直後の幕府から大名・旗本への達書			
2	[安政2.10.]	〔地震ニ付御触書写〕	西角井家7747	『B』
(3)	当時の出版物からみる江戸の震災状況			
3	[安政2.]	新吉原大地震大火之図〔錦絵〕	小室家6367-1	
4	安政2.	安政二卯十月二日大地震 附類焼場所《摺物・多色刷》	篠崎家4321	
5	安政2.10.10	大江戸類焼地震所附《摺物・墨単色刷》	小室家4807	
6	安政2.	関東江戸地震并大火方角場所附《摺物・墨単色刷》	小室家4808	
第2部 武蔵東部地域における被災状況				
(1) 被害状況取調の通達				
7	[安政2.10.2]	廻状（大地震被害取調ニ付）	増田（豊）家711	『C』738～739頁
8	[安政2.10.8]	廻状（大地震被害取調ニ付）	増田（豊）家713	『C』739頁
9		〔地震の被害届雑形〕	増田（豊）家714	『C』739～740頁
(2)	平須賀村（現、幸手市）の場合			
10	安政2.10.5	乍恐以書付御注進奉申上候（地震による潰れ、大破ニ付）	船川家1534	
11	安政2.10.5	大地震ニ付御地頭所様江書上帳	船川家436	『A』第5巻別巻22 1616～1619頁
12	安政2.10.(5)	乍恐以書付奉願上候（稀成大地震ニ付御拝借奉願上候ニ付）	船川家2150	『幸手市史』近世 資料編II 693頁
13	安政2.12.	御請書之事（大地震ニ付拝借金）	船川家1324	『A』第5巻別巻22 1622～1623頁
(3)	上金崎村（現、春日部市）の場合			
14	安政2.正.吉	御用留（安政2年正月～同年12月）	土生津家4488	
(4)	琴寄村（現、大利根町）の場合			
15	安政2.8.	地方御用留（安政2年8月～同4年2月）	小林（茂）家1125	
(5)	上新堀村（現、菖蒲町）の場合			
16	安政2.7.朔	御用留帳（安政2年7月～同4年6月）	大熊（正）家1418-1	
17	安政2.10.5	乍恐以書付奉願上候（二日夜大地震被害場所御見聞願、控）	大熊（正）家3781	
18	安政2.10.5	当卯年十月二日夜大地震ニ付畠方砂荒反別取調帳	大熊（正）家3746	『A』統補遺別巻 1003～1004頁
19	安政2.10.6	当卯年十月二日夜大地震ニ付畠方砂荒反別取調上之写帳	大熊（正）家3757	『A』統補遺別巻 1002～1003頁
20	[安政2.10.6]	大地震ニ付畠方反別砂荒場書上帳	大熊（正）家629	『A』統補遺別巻 1001～1002頁
21	安政2.10.12	青木平助様大地震ニ付家作并砂荒地御見分御出役入用上 下割合帳	大熊（正）家46	『A』統補遺別巻 1001頁
22	安政2.12.14	来辰年御伝馬賃金御改革入用并地震ニ付諸入用上下引裂 帳	大熊（正）家65	『A』統補遺別巻 1008～1011頁
23	安政3.12.21	去ル卯年十月二日夜大地震ニ付砂荒畠烟永御下ヶ割合帳	大熊（正）家3745	『A』統補遺別巻 1007～1008頁
(6)	武蔵一宮・氷川神社（現、さいたま市）の場合			
24	卯(安政2).10.6	口上覚（大地震ニ而建立場所破損届）	西角井家2286	
25	卯(安政2).10.(6)	口上覚（二日夜大地震ニ付公方様へ御機嫌伺）	西角井家3731	
26	安政2.10.8	〔今般大地震ニ付祈祷執行廻状〕	西角井家1591	
(7)	救済事業のあり方			
27	安政2.11.	貯穀御用向控帳（稀なる災害ニ付貯穀拝借願）	森泉家936	
28	安政2.11.	貯穀御下ヶ割合渡小前書上帳	銚子口区有796	『C』742～743頁
(8)	震災後の社会状況 -治安の乱れ、物価や職人手間賃の高騰-			
29	安政2.10.	御取締御用留	野中家647	『A』第5巻別巻2-2 1661～1663頁
30	安政2.10.26	差上申御請書之事（江戸大地震ニ付悪者共取締）	松岡家4029	『C』747～748頁
31	卯(安政2).10.	申達書（奉公人給金・日雇賃金高値ニ付）	松岡家19	
32	安政2.10.	大地震ニ付諸職人請書	諸井（興）家2	
33	安政2.10.9	御触書小前請印帳（地震出火ニ付諸職人手間賃等）	銚子口区有539	『C』741～742頁
第3部 領主の江戸屋敷再建と村々の負担				
(1) 幕府による武家屋敷再建指針				
34	安政2.10.	太田撰津守殿御達御書付四通之写	西角井家1188	『B』
35	安政2.10.	太田撰津守殿御達御書付五通之写	西角井家1235	『B』
(2) 旗本稻葉氏領・平須賀村（現、幸手市）の場合				
36	安政2.10.16	川々国役御地頭所地震御見舞右出府雜用御伝馬臨時わり 合取立帳	船川家432	『A』第5巻別巻2-2 1619～1621頁
37	安政2.11.9	申渡（地震ニ付金子拝借）	船川家1325	『A』第5巻別巻2-2 1619頁
38	安政2.11.6	乍恐以書付奉申上候（大地震による被害ニ付御普請）	船川家49	

39	安政 2. 11. 16	御地頭所様御姫様御婚礼并大地震ニ付天金被仰付小前割賦帳	船川家 752	『A』第5巻別巻2-2 1623～1625頁	
40	安政 2. 12. 9	御地頭所様拝借金小前割渡帳	船川家 437	『A』第5巻別巻2-2 1621～1622頁	
41	安政 3. 2.	大地震ニ付土蔵御修復御用金村々割合帳	船川家 425	『A』第5巻別巻2-2 1626～1628頁	
42	安政 3. 2.	差上申御請書之事（大地震ニ付金子上納）	船川家 1527	『A』第5巻別巻2-2 1625～1626頁	
43	安政 3. 3.	御地頭所大地震ニ付土蔵御修復御用金取立帳	船川家 424	『A』第5巻別館2-2 1628～1630頁	
44	安政 3. 7. 23	御地頭所大地震ニ付土蔵御修復御用金取立帳	船川家 423	『A』第5巻別巻2-2 1630～1632頁	
45	安政 4. 2.	大地震ニ付御地頭所様御土蔵大破ニ付立替御普請金取立帳	船川家 422	『A』第5巻別巻2-2 1632～1634頁	
(3) 旗本鶴殿氏領・長間村（現、幸手市）の場合					
46	[安政 2]. 10. 18	〔地震ニ付廻状〕	幸手図 295	『A』第5巻別巻2-2 1651～1652頁	
	47	[安政 2]. 12. 25	廻状（安政大地震ニ付）	幸手図 240	『A』第5巻別巻2-2 1652頁
(4) 幕府領（代官林部氏）・琴寄村（現、大利根町）の場合					
48	安政 2. 10. 3	大地震手伝人足控	小林（茂）家 1117		
(5) 旗本細井氏領・上江袋村（現、熊谷市）の場合					
49	卯(安政 2). 10. 8	覺（地震入用金請取）	長嶋家 2492		
50	卯(安政 2). 10. 9	覺（地震入用金請取）	長嶋家 2493	『A』補遺別巻 900頁	
51	卯(安政 2). 10. 11	覺（地震入用金請取）	長嶋家 2490		
52	安政 2. 12.	御国役・七月極掛・御仲間給金・地震上納金其外色々割合帳	長嶋家 823		
53	安政 4. 4. 28	下知書之事（地震ニ付住居修復金）	長嶋家 2115		
(6) 忍藩（松平下総守）領・大塚村（現、熊谷市）の場合					
54	安政 2. 12.	江戸表御上屋敷大地震御潰御焼失三付御用金御口達書御請印帳	松岡家 27		
(7) 旗本島田氏領・代山村（現、さいたま市）の場合					
55	安政 2. 11.	下知書之事（地震差支ニ付御下ヶ金）	小池氏収集 793		
56	安政 2. 11.	下知書之事（地震差支ニ付金子高割取立）	小池氏収集 794		
(8) 幕府領（代官伊奈氏）・植田谷本村（現、さいたま市）の場合					
57	安政 3. 4.	一札之事（地震修復御用金請取）	小島家 174		
(9) 御三卿一橋領・梅原村（現、日高市）の場合					
58	辰(安政 3). 7.	申渡（去卯地震ニ付永上納奇特褒美）	堀口家 1183	『A』第5巻別巻2-2 1675頁	
(10) 旗本松平氏領・太田部村（現、秩父市）の場合					
59	安政 2. 10. 14	御府内大地震ニ付御用財人選高割覚帳	新井家 324		
第4部 伝えられる江戸の震災情報					
(1) 旗本日根野氏領・北根村（現、花園町）の場合					
60	安政 2. 正. 吉	御用留（安政 2年 2月～同年 11月）	宇野家 169		
(2) 書状による伝達					
61	乙卯(安政 2). 10. 12	[安政大地震江戸之様子ニ付沼田一斉書状]	林家 8984		
62	[安政 2]. 10. 16	[大地震江戸之様子等ニ付寺門静軒書状]	根岸家 5051	『新編埼玉県史』 資料編 12 963～964頁	
(3) 出版物による伝達					
63	[安政 2. 10.]	安政二卯年十月二日夜四ツ時過御府内御屋敷方市中共地震類焼場所明細書之写，并街道筋近郷聞書《摺物》	川島家 610		
64	安政 2. 11. 3	安政二卯年十月二日夜四ツ時過御府内御屋敷方市中共地震類焼場所明細書之写，并街道筋近郷聞書 十一月三日改《摺物・63の増補版》	船川家 2271		
(4) 時事報道の錦絵である鯨絵による伝達					
65	[安政 2].	恵比寿天申訳之記《鯨絵》	増田（豊）家 1288	『D』281～282頁	
66	[安政 2].	自身除妙法《鯨絵》	小室家 6367-2	『D』282～284頁	
67	[安政 2].	持丸たから出船《鯨絵》	小室家 6367-4	『D』299～300頁	
68	[安政 2].	地震けん《鯨絵》	小室家 6363-5	『D』324頁	
69	安政 2. 12.	地震絵之写《鯨絵の書き本》	武笠（寛）家 37		
(5) 記録・編纂される江戸の震災情報					
70	[安政 2].	地震後教《木版本》	小室家 3368		
71	[安政 3].	安政見聞誌 上・中・下《木版本》	小室家 2743～2745		
72	安政 3. 4.	地震預防説《木版本》	小室家 2329		

【凡例】上記文書は、埼玉県立文書館2階閲覧室で閲覧請求することができる。

『A』：東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』

『B』：石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』（岩波書店）

『C』：宇佐美龍夫編『日本の歴史地震史料』拾遺別巻

『D』：高田衛・宮田登監修『鯨絵』（里文出版）